2-5. 水害のリスク

滋賀県ホームページでは「防災ポータル」(URL:http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/index.html)を開設し、滋賀県防災情報マップとして、以下の水害のリスク情報を公開している。

〇洪水浸水想定区域図

〇地先の安全度マップ

(1)洪水浸水想定区域図

国土交通省作成による琵琶湖浸水想定区域図を**図 11** に、滋賀県作成による指定河川洪水浸水想定区域図を**図 12** に示す。

・琵琶湖浸水想定区域図

> 洪水予報区間である淀川水系琵琶湖について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したもの。
>
> この浸水想定区域・浸水想定水深は、指定時点での琵琶湖湖岸や下流河道の整備状況、瀬田川洗堰操作等を勘案して、琵琶湖における計画の検討のために用いた実績洪水の最大である明治 29 年 9 月洪水が起こることにより、想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたもの。
>
> この図は、明治 29 年 9 月洪水によって、琵琶湖の水位が上昇したことにより浸水する区域を示している。
>
> このシミュレーションにあたっては、琵琶湖流入河川の氾濫を考慮していないので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

・指定河川洪水浸水想定区域図

(湖東圏域に係わる指定河川は、愛知川、宇曽川、犬上川、芹川)

> 水位情報周知河川に指定した区間について、水防法の規定により指定された洪水浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したもの。
>
> この洪水浸水想定区域図等は、指定時点における河道の整備状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね 100 年に 1 回程度起こり得る大雨により、河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたもの。
>
> このシミュレーションの実施にあたっては、支派川の氾濫、想定を超える降雨、内水による氾濫等を考慮していないので、この洪水浸水想定区域以外においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

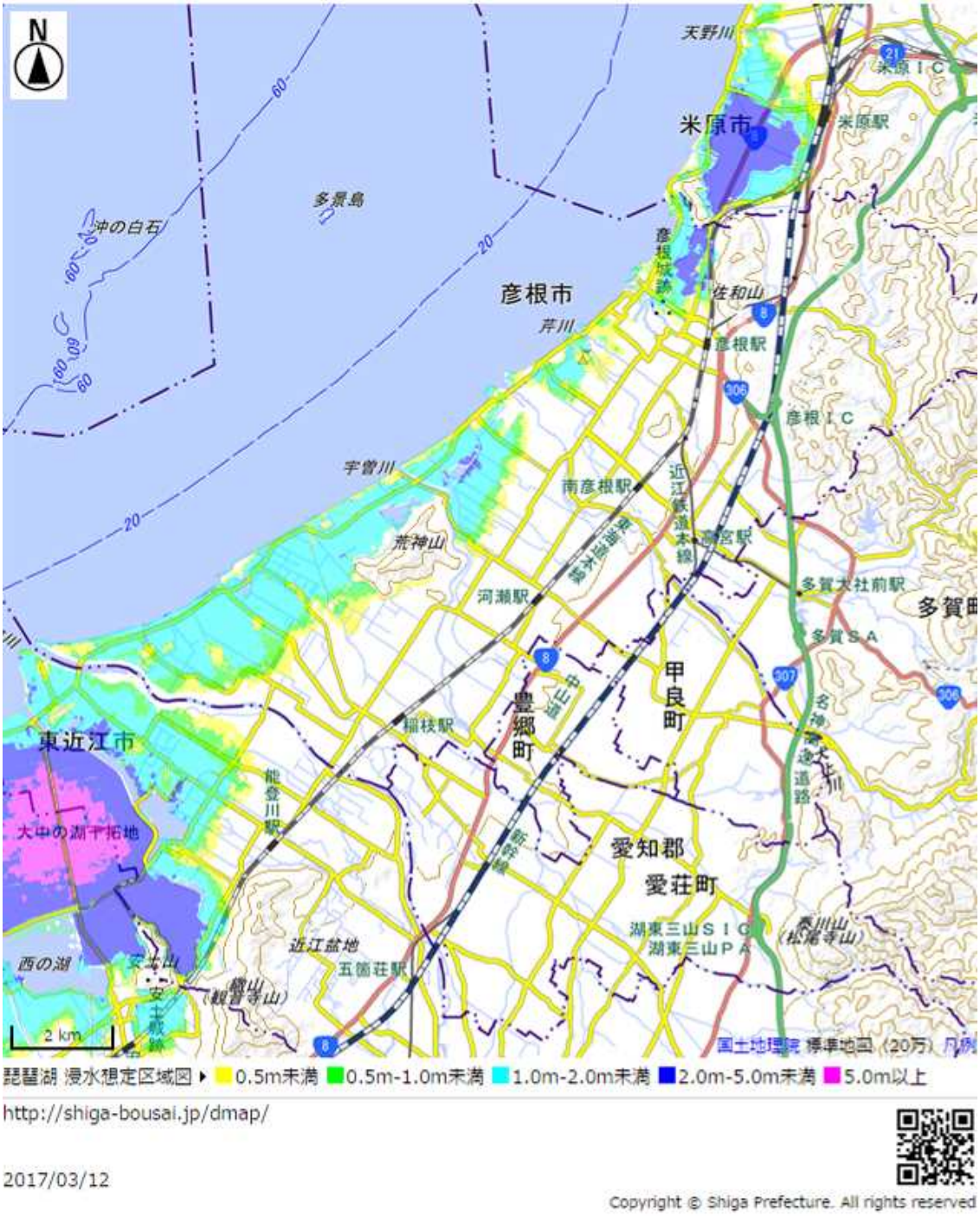

図 11　浸水想定区域図［琵琶湖］

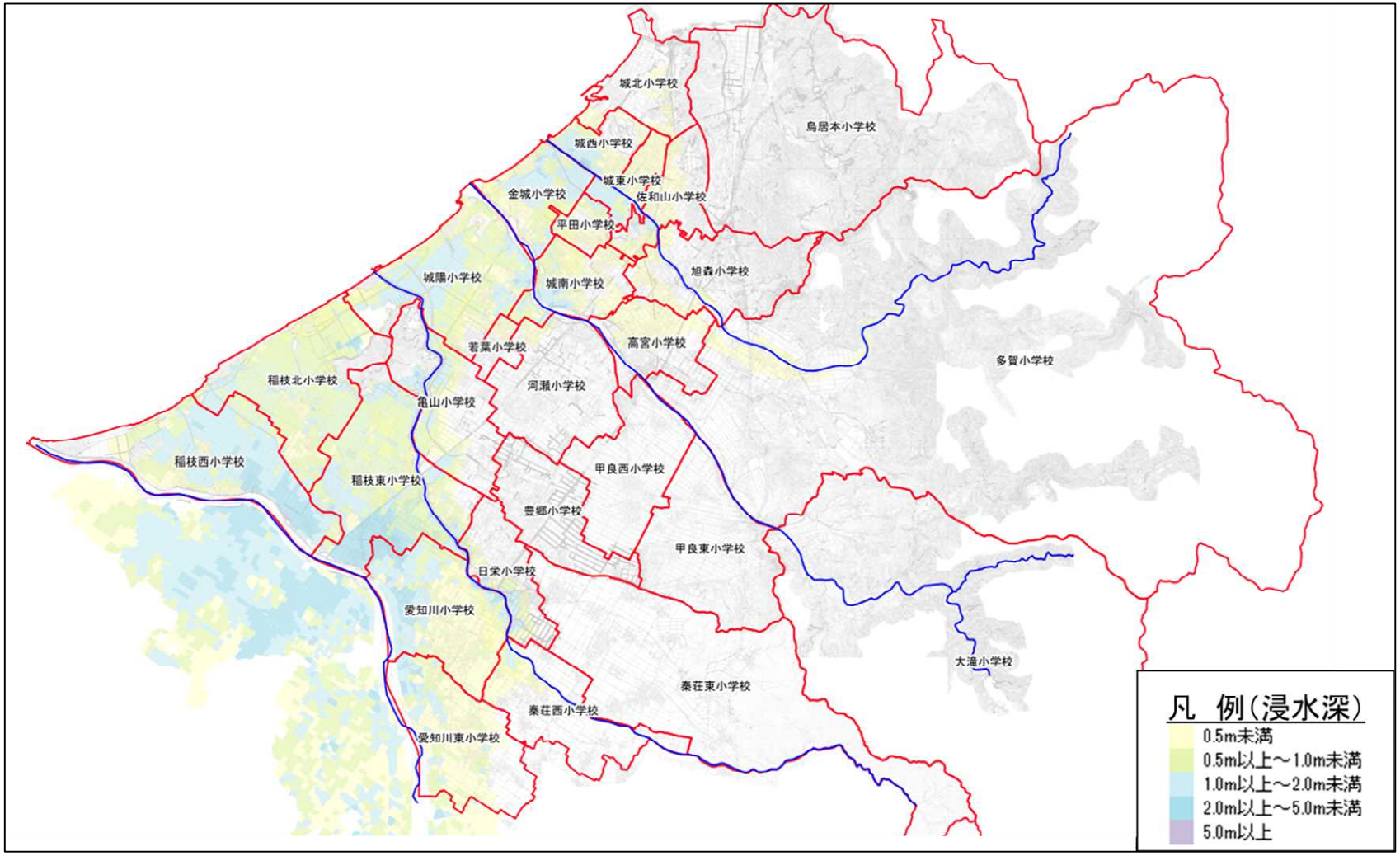

図 12　洪水浸水想定区域図［湖東圏域内の指定 4 河川(愛知川、宇曽川、犬上川、芹川)の重ね合わせ。1/100 年確率］

(2) 地先の安全度マップ

滋賀県が作成・公表している「地先の安全度マップ」には以下の 5 種類がある。このうち、最大浸水深図を**図 13～図 15** に、最大流体力図を**図 16** に示す。

- **最大浸水深図**
  (1/200 年確率、1/100 年確率、1/10 年確率)
- **最大流体力図**
- **床上浸水発生確率**
- **家屋水没発生確率**
- **家屋流失発生確率**

地先の安全度マップは、県民の自宅や勤務先などの場所が、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図である。

※ 平成 24 年 9 月 18 日～平成 25 年 8 月 13 日に各市町毎に公表したもの。

どれくらいの雨の時に自宅などの近くを流れる川や水路があふれ浸水するおそれがあるのか、あふれた場合はどの程度の被害となるのかを明示したものである。

10 年に一度程度降る雨、100 年に一度程度降る雨、200 年に一度程度降る雨が発生した場合、どの程度の浸水深さとなるおそれがあるのかを確認することができる。

「地先の安全度マップ」は、大河川だけでなく中小河川があふれた場合の浸水状況についても表現していることから、市町においては「洪水浸水想定区域図」を補完する情報として活用することができる。

地先の安全度マップは、河川整備の進捗や土地利用の変化などをふまえて、概ね 5 年ごとに更新する予定である。

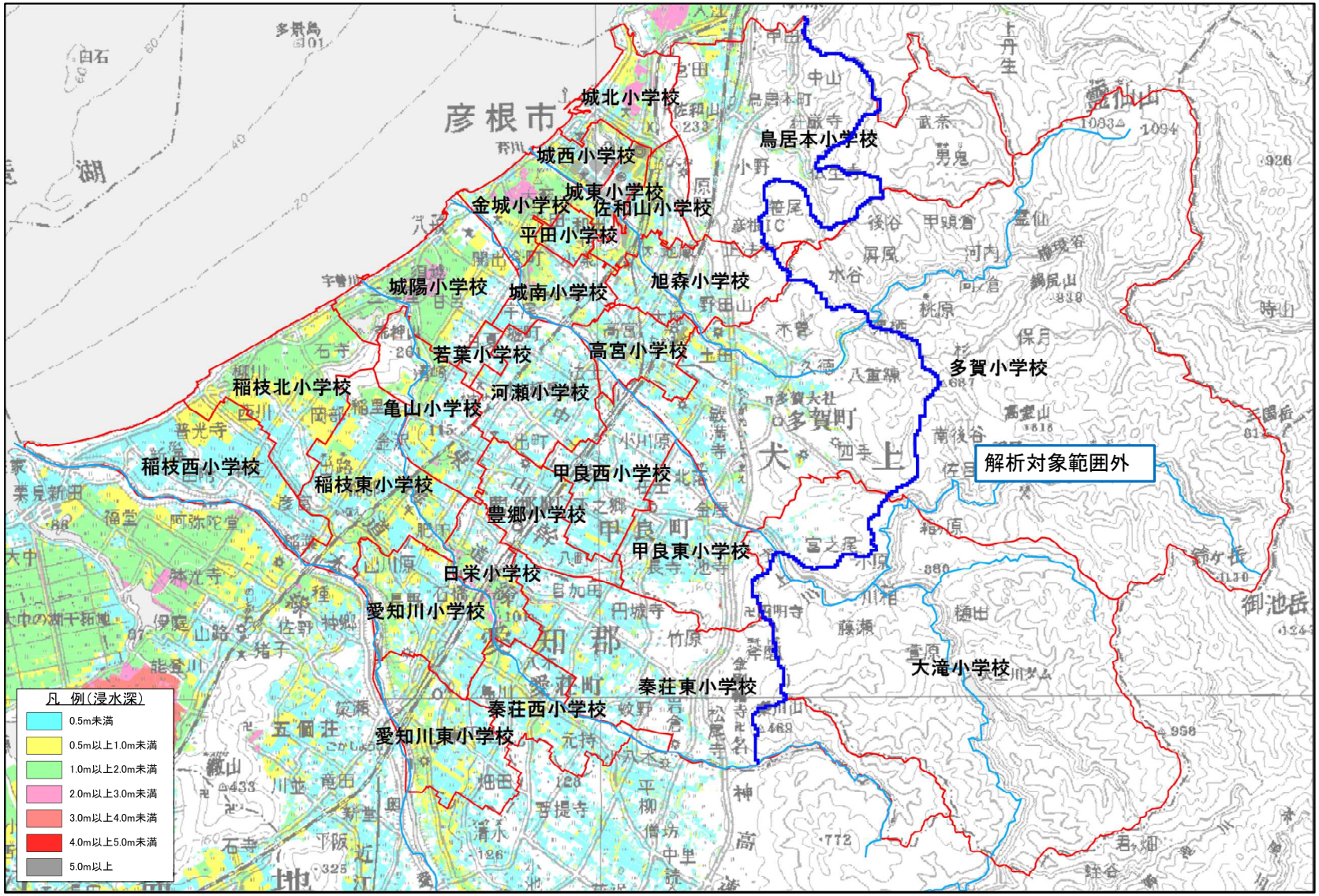

図 13　地先の安全度マップ：最大浸水深図（1/200 年確率：湖東圏域）

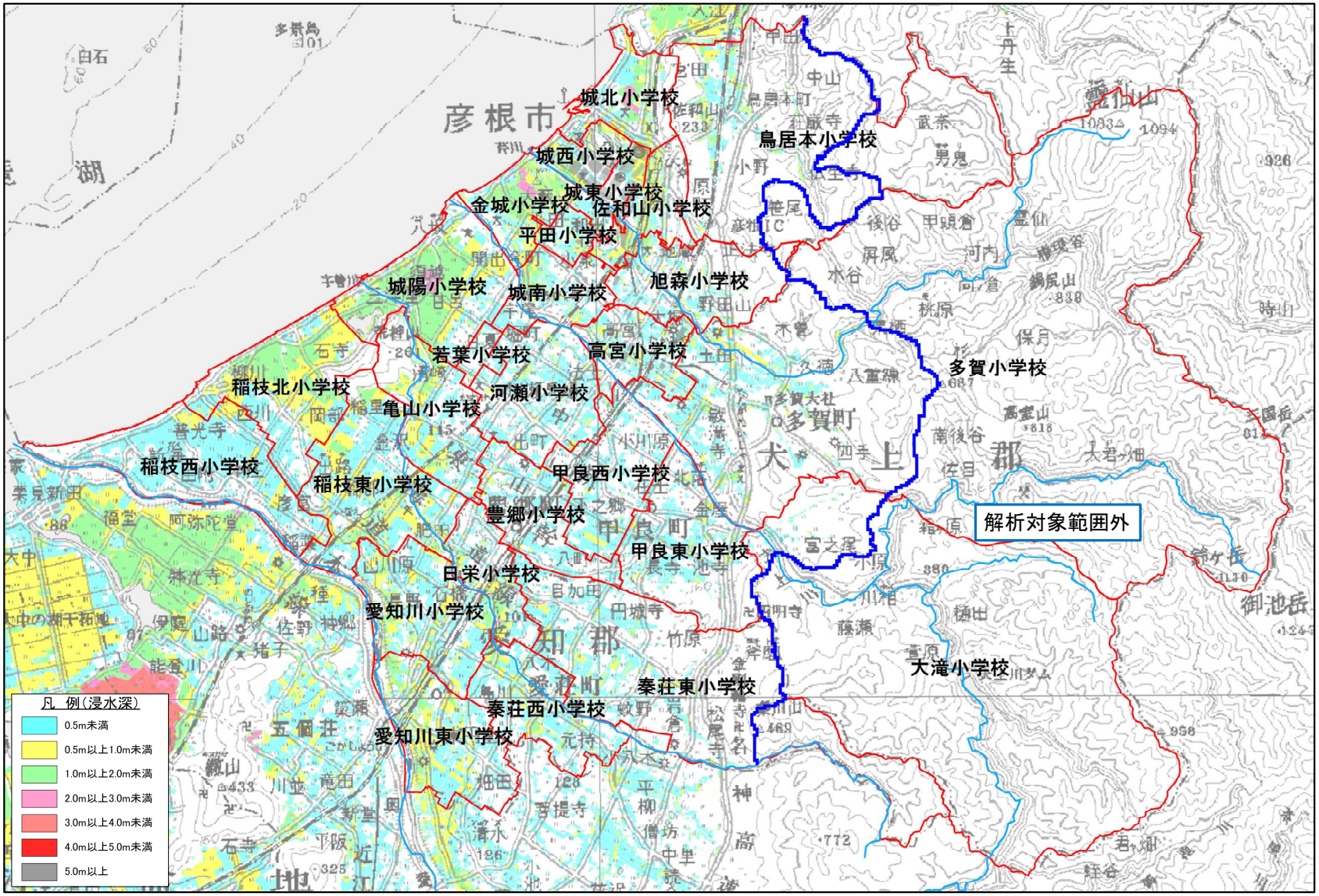

図 14　地先の安全度マップ：最大浸水深図（1/100 年確率：湖東圏域）

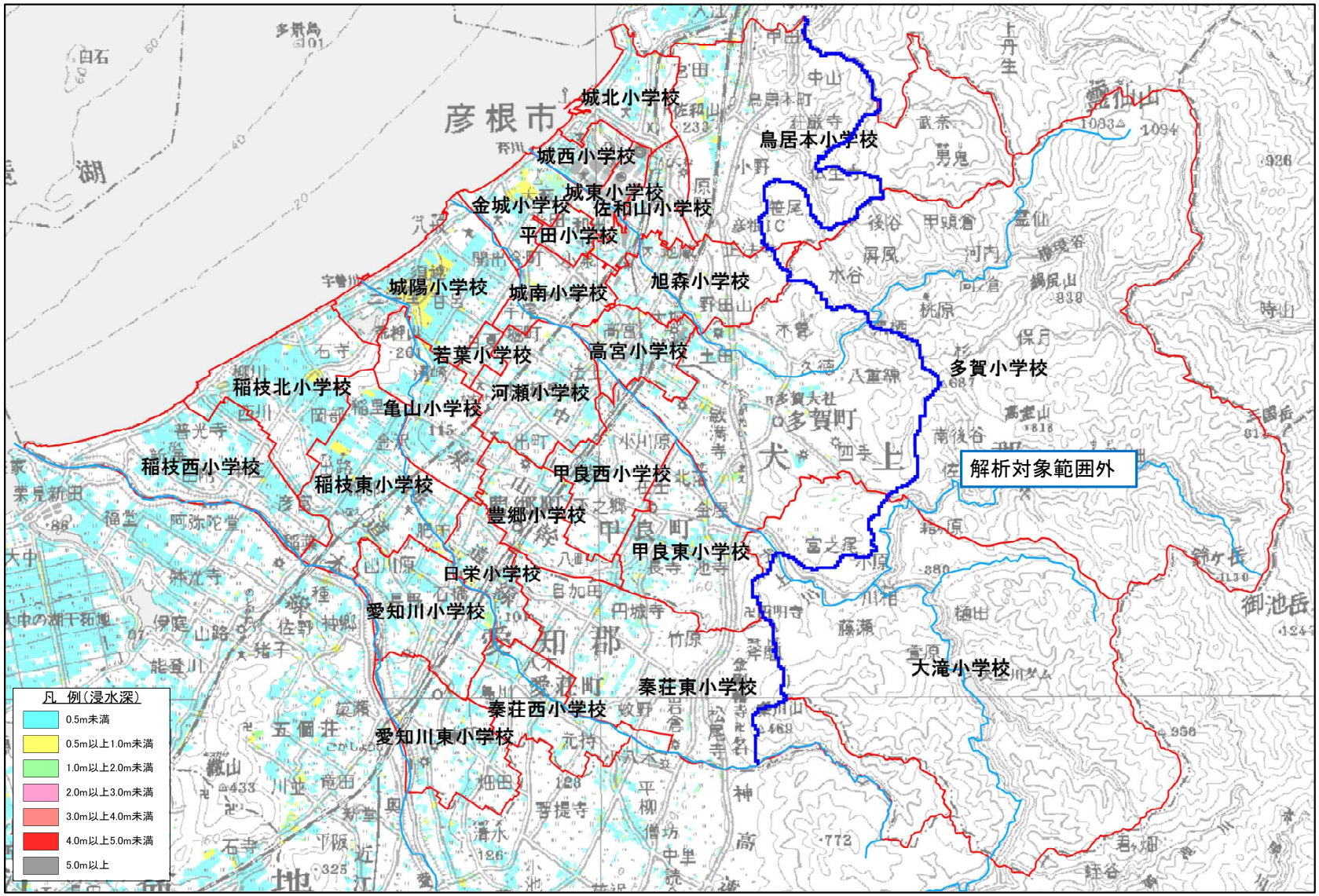

図 15　地先の安全度マップ：最大浸水深図（1/10 年確率：湖東圏域）

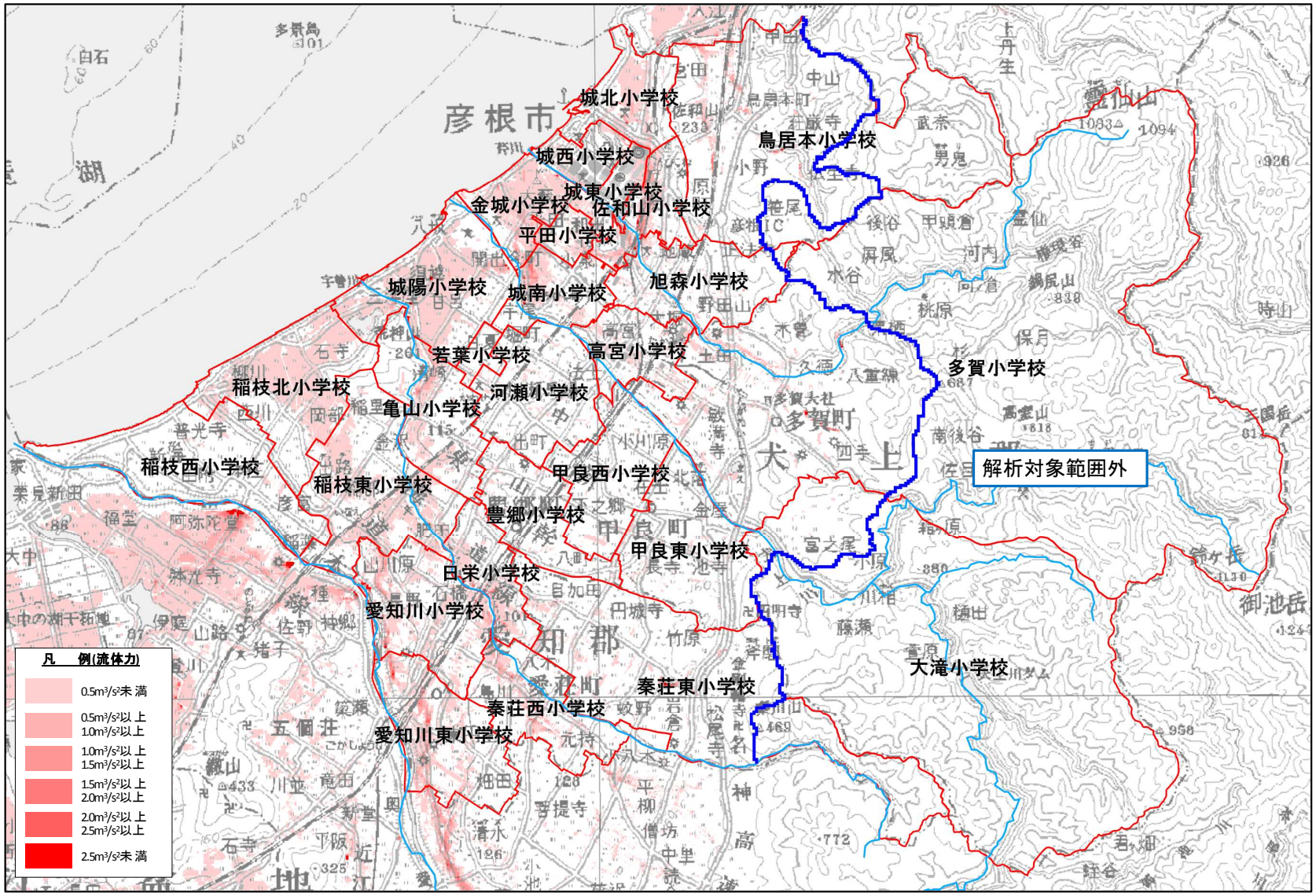

図 16　地先の安全度マップ：最大流体力図（1/200 年確率：湖東圏域）

2-6. 土砂災害のリスク

滋賀県ホームページでは「防災ポータル」(URL:http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/index.html)を開設し、滋賀県防災情報マップの中で、以下の土砂災害のリスク情報を公開している。

○土砂災害危険箇所

「土砂災害危険箇所」とは、土砂災害防止法に基づく基礎調査・土砂災害警戒区域の指定に先駆け、(平成 9 年～14 年に) 1/25,000 の地形図を基に概略調査し、次の 3 つの土砂災害の事象について土砂災害が発生するおそれのある箇所を抽出したもの。

「土石流危険渓流」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」の 3 種類がある。

○土砂災害警戒区域等

土砂災害防止法に基づいて指定する区域であり、都道府県が基礎調査を実施し、がけ崩れ・土石流・地すべり等の土砂災害が発生した場合に住民等の生命・身体に被害が発生するおそれがある区域を「土砂災害警戒区域（イエロー)」として指定して災害リスクを周知する。また、市町村に対しては当該区域における土砂災害に対する警戒避難体制の整備を義務付ける。

なお、「土砂災害警戒区域」の内、土石による破壊力が通常の建物の耐力を上回り、住民等に著しい危害が発生するおそれのある区域を「土砂災害特別警戒（レッド)」に指定して、建物の構造規制、新規立地の抑制、移転の勧告等の措置を実施することとしている。

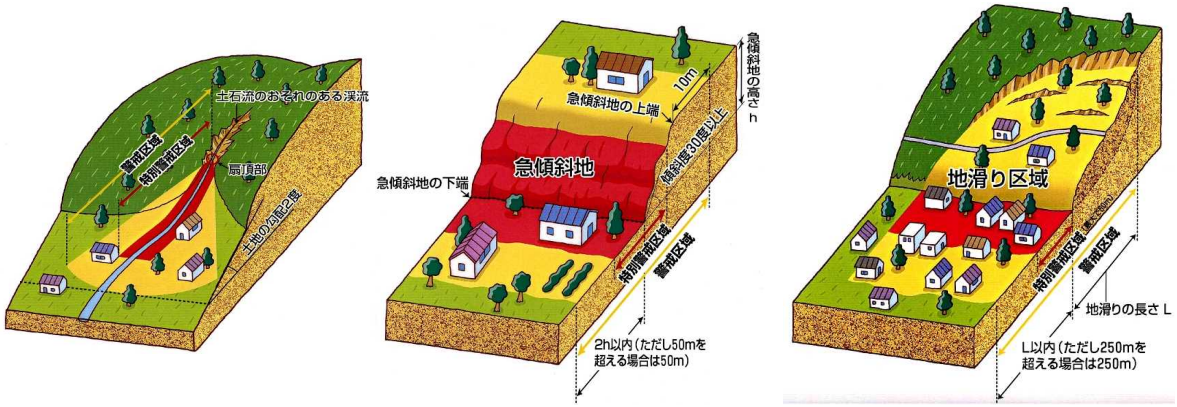

土石流　　がけ崩れ　　地すべり

各市町の土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況図を**図 17～図 22** に示す。なお、豊郷町に土砂災害危険箇所、警戒区域はない。

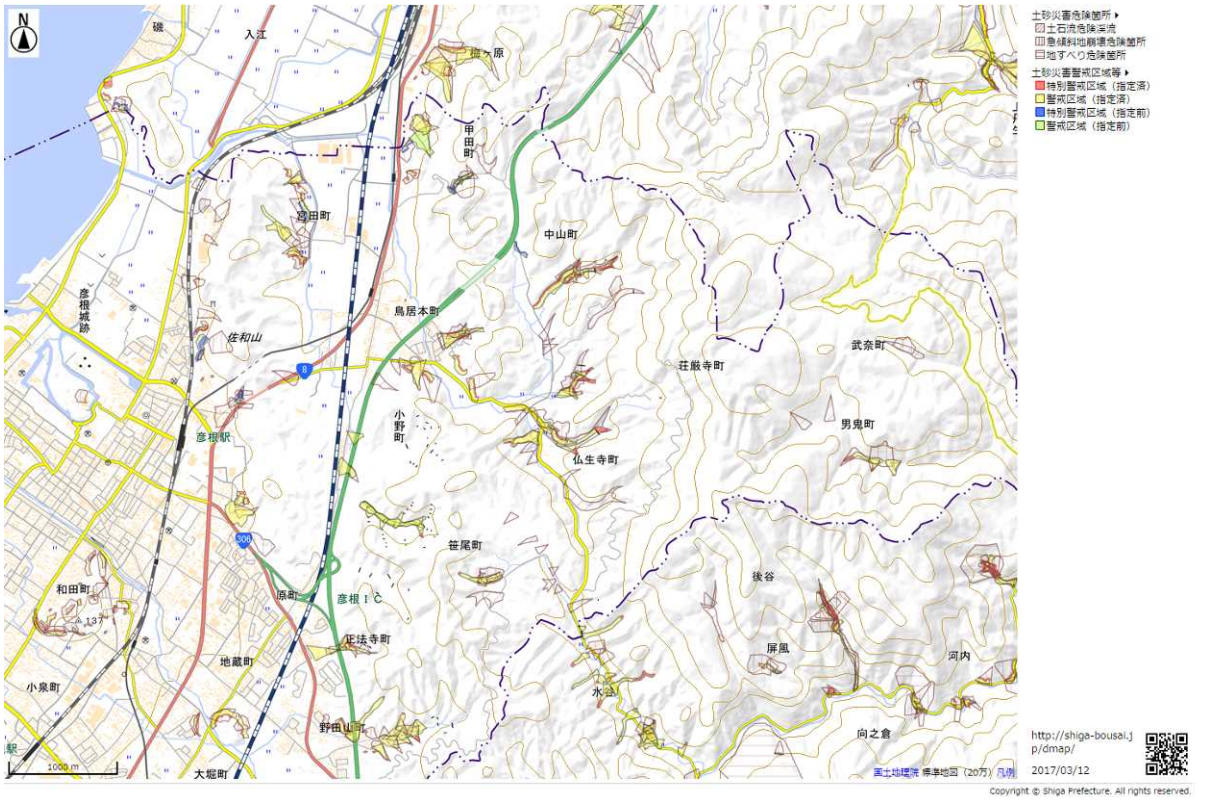

図 17　土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況（彦根市北部）

図 18　土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況（彦根市中部）

図 19　土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況（彦根市南部）

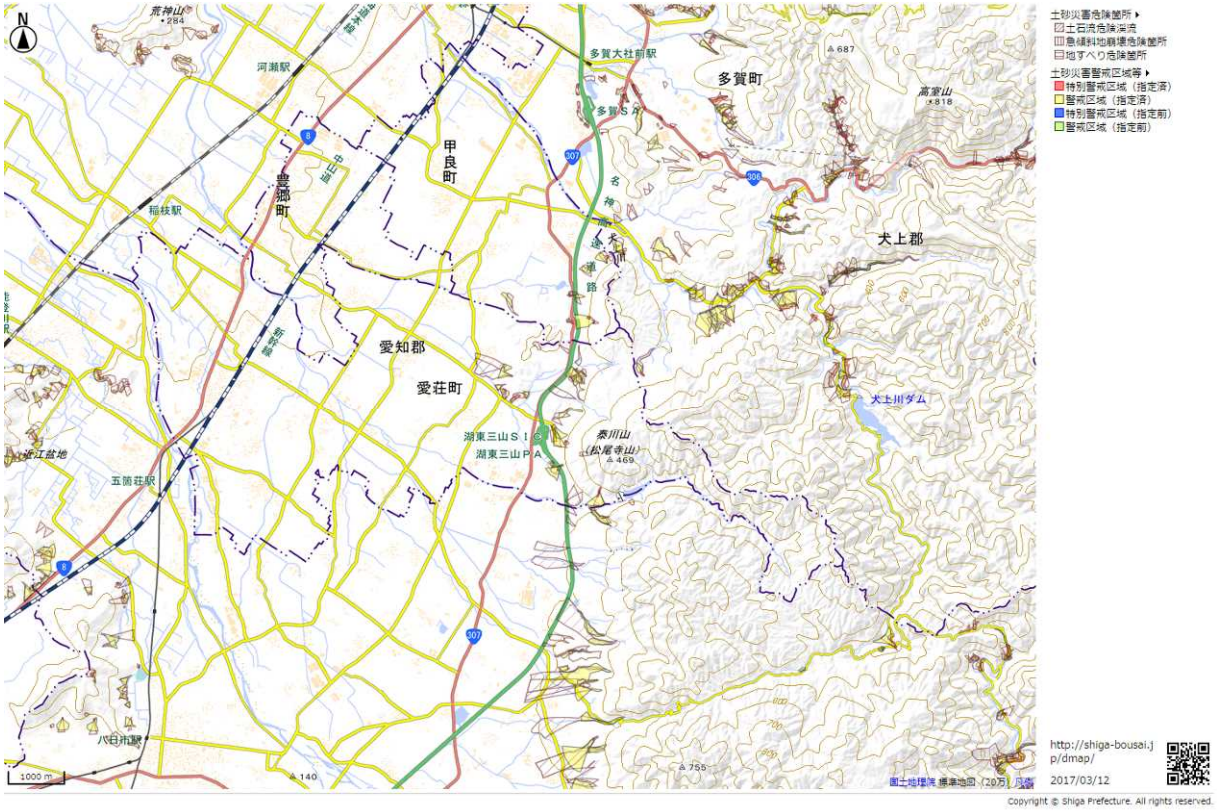

図 20　土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況（愛荘町）

図 21　土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況（甲良町）

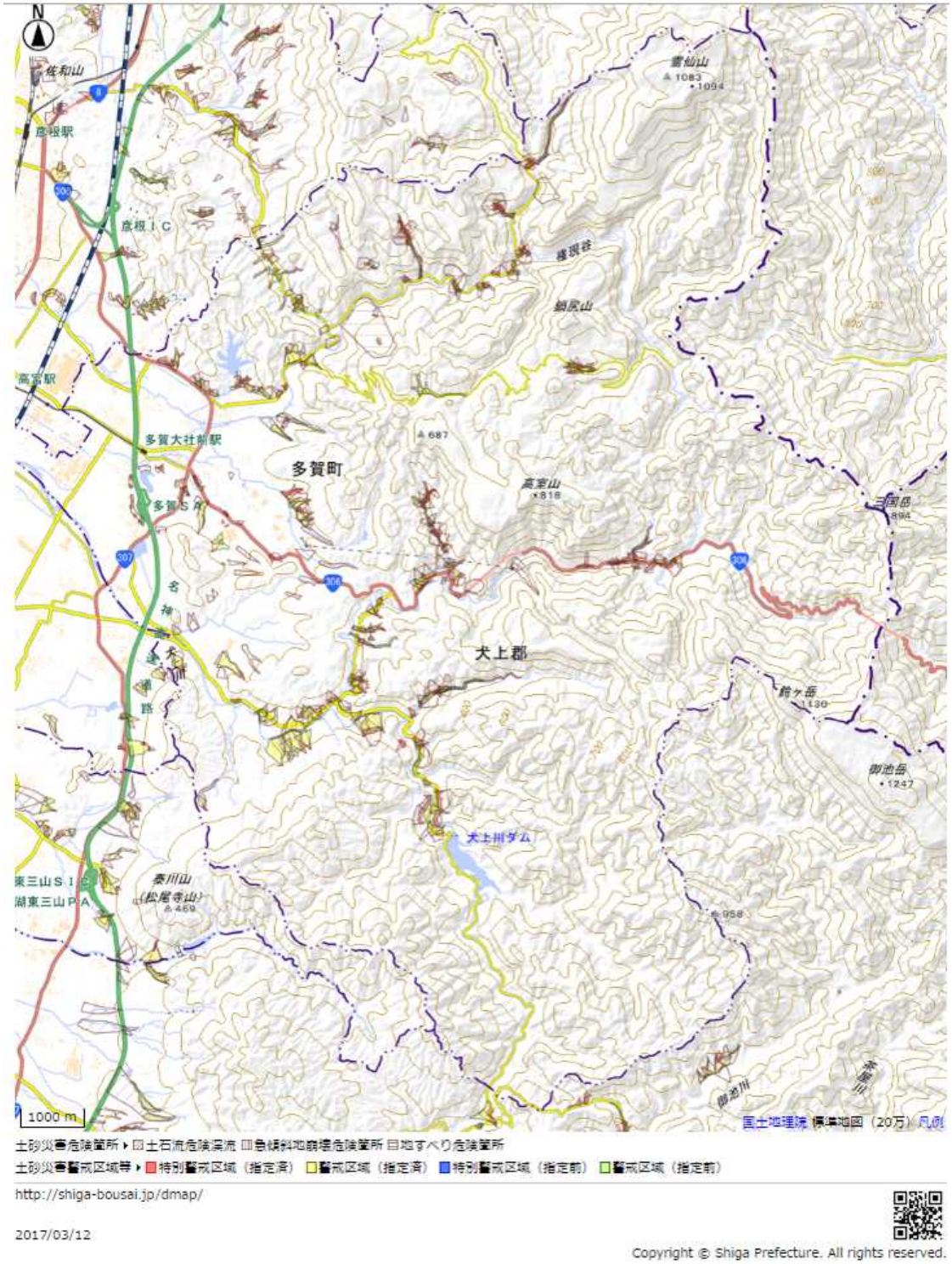

図 22　土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況（多賀町）

＊図は、平成 28 年 7 月 13 日現在